

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
が休む
るとき
は、翌
日の翌
日)

目 次

◇規 則 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(商工指導課)

規 則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則

鳥取県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第二十号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化を促進するため、県が中小企業者等に対し必要な資金の貸付けを行い、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「中小企業者」とは、中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する中小企業者(法第二十一条第二項の規定により中小企業者とみなされる者を含む。)で、県内に事業場又は事務所を有するものをいう。

(中小企業高度化資金等の貸付け)

第三条 県は、予算の範囲内において、中小企業者に対し、中小企業高度化資金(中小企業構造の高度化に寄与する別表に掲げる事業を実施するために必要な資金をいう。)の一部を貸し付けるものとする。

2 県は、予算の範囲内において、中小企業者が別表第十号に掲げる知識集約化共同事業を行う場合に必要なる長期運転資金の一部を貸し付けるものとする。

3 県は、予算の範囲内において、中小企業事業団(以下「事業団」という。)が法第二十一条第一項第三号の規定に基づき資金の貸付事業を行う場合であつて、当該事業が中小企業構造の高度化に寄与すると認められるときは、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

4 県は、予算の範囲内において、地方公共団体、土地開発公社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「民法法人」という。)であつて出資金額又は拠出された金額

の二分の一以上を地方公共団体が出資し、又は拠出しているものが用地先行取得事業（別表第一号に掲げる集団化事業の用に供する土地を取得し、及び造成して、これを中小企業者に対し譲り渡す事業をいう。）及び倒産等企業施設先行取得事業（別表第一号に掲げる集団化事業の用に供している施設であつて、倒産又はこれに準ずる事態にあると認められる中小企業者等の所有に係るものを取得し、保全し、及びこれを他の適当と認められる中小企業者に対し譲り渡す事業をいう。）を行う場合には、当該事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

5 県は、予算の範囲内において、地方公共団体及び法律の規定により設立された中小企業者を主たる構成員とする団体が出資し、又は拠出している民法法人（以下「特定法人」という。）が地域産業共同利用事業（県が作成する地場産業振興ビジョン又はこれに準ずる計画に基づいて、当該ビジョンに係る地域の中小企業構造の高度化に寄与する新製品等・新技術及びデザインの開発、教育・研修及び実習、調査及び情報処理・提供、製品の展示・普及その他これらに準ずる事業（以下「共同事業」という。）の実施に必要な施設を設置する事業をいう。）を行う場合には、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

6 県は、予算の範囲内において、中小企業者又は特定法人がソフトウェア開発取得事業（中小企業者が別表各号に掲げる事業を行う場合における電子計算機に係るソフトウェアを開発し、又は取得する事業をいう。）を行う場合には、当該事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

7 県は、予算の範囲内において、中小企業事業団法施行規則（昭和五十

五年通商産業省令第三十六号）第一条第七号に規定する法人が地域情報化促進事業（中小企業者の電子計算機等の連携利用の高度化を促進するために必要な設備を取得し、当該設備を中小企業者に買取予約付で賃貸する事業をいう。）及び地域情報化基盤整備事業（中小企業者の電子計算機等の連携利用の高度化を促進するために必要な事業をいう。）を行う場合には、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

8 県は、予算の範囲内において、民法法人（地方公共団体が出資金額又は拠出された金額の四分の一以上を出資し、又は拠出しているものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が特定地域活性化事業（特定地域中小企業振興対策協議会が策定する特定地域中小企業振興計画に従つて、当該地域の中小企業構造の高度化に寄与する共同事業の実施に必要な施設を設置する事業及び当該共同事業を利用することについて民法法人と約している中小企業者（当該民法法人に出資し、又は拠出している者に限る。）が特定地域において中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する施設を設置するのに必要な資金（当該共同事業の成果を利用するものであつて、当該中小企業者が企業化の段階に至るまでの間に必要な資金に限る。）を当該中小企業者に貸し付ける事業をいう。）を行う場合には、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

9 県は、予算の範囲内において、民法法人であつて民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第四条第一項の規定に基づく特定施設の整備の事業に関する計画の認定を受けたものが開放型試験研究施設等設置事業（当該計画に基づき、かつ、当該地域の中小企業構造の高度化に寄与するために行う中小企業者の利用に供するための同法第二条第一項第一号イ及びニ

に掲げる施設を設置する事業をいう。)を行う場合には、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

(貸付条件)

第四条 前条各項の規定により貸し付けられる資金(以下「貸付金」という。)の貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)ごとの貸付けの相手方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対象施設」という。)並びに貸付金の額、据置期間、償還期間及び利率は、知事が別に定めるものとする。

(償還方法等)

第五条 貸付金は、償還期間(据置期間を除く。)内において、均等年賦又は均等半年賦の方法により、第十条第一項の規定により締結する契約で定める日(以下「償還期日」という。)に償還しなければならない。

2 貸付金に係る利息は、償還期日に支払わなければならない。ただし、据置期間中の利息は、毎年前項の契約で定める日に支払わなければならない。

(貸付けの申請)

第六条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、中小企業高度化資金等貸付申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 貸付対象事業に関する計画書
 - 二 誓約書(様式第二号)
 - 三 連帯保証確認書(様式第三号)
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (貸付けの決定)

第七条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて実地調査を行い、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付決定の取消し等)

第八条 知事は、前条第二項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者(以下「貸付決定者」という。)が、次の各号の一に該当する場合には、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

- 一 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けの決定を受けたとき。
- 二 正当な理由がなくて第十九条第一項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十九条第一項の規定による届出を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 四 破産その他の理由により債権の確保が著しく困難になるおそれがあると認められるとき。
- 五 貸付けの申請をした年度内に貸付金の請求を行わないことが明らかとなるとき。
- 2 知事は、前項の規定により、貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更したときは、その旨を当該貸付決定者に通知するものとする。

(貸付金の請求及び交付)

第九条 貸付決定者は、貸付金の交付を受けようとするときは、貸付金交

付請求書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査するとともに、実地調査を行い、当該貸付決定者が次の要件を備えていると認めたとときは、貸付金を交付するものとする。

一 貸付対象事業の実施に要した費用として、貸付金に相当する額を既に支払っており、又は貸付金の交付後十五日以内に現金又は同期間内に決済される手形で支払う見込みがあること。

二 貸付対象事業の実施に要した費用として、当該費用の総額から前号に規定する額を控除した額を貸付金を交付した年度の翌年度の十二月三十一日までに現金又は手形で支払う見込みがあること。

(貸付契約)

第十条 前条第二項の規定による貸付金の交付に当たっては、強制執行の認諾のある公正証書(地方公共団体及び事業団にあつては、借用証書)により契約を締結するものとする。

2 前項の規定による契約の締結に係る費用は、貸付決定者の負担とする。
(連帯保証人等)

第十一条 貸付決定者は、前条第一項の規定により契約を締結する場合には、連帯保証人(確実に貸付金を償還するに足りる資力があると知事が認める者に限る。)を立て、かつ、知事が適当と認める物件を担保に供さなければならぬ。

2 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認める場合は、貸付決定者又は第九条第二項の規定により貸付金を交付された中小企業者等(以下「借主」という。)に対して、連帯保証人を追加させ、又は交替させることができる。

3 貸付決定者又は借主(以下「貸付決定者等」という。)は、連帯保証人が死亡し、住所不明となり、若しくはその能力がなくなつたと知事が認め、又は担保に供した物件の価額が滅失、き損等により減少したときは、その事実が判明した日から十日以内に新たな連帯保証人を立て、又は新たな物件を担保に供し、知事の承認を受けなければならない。

(完了期限)

第十二条 借主は、貸付決定通知があつた日の属する年度の末日までに貸付対象事業を完了しなければならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(完了届)

第十三条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当該完了の日から二十日以内に中小企業高度化資金等貸付対象事業完了届(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による完了届を受理したときは、速やかに、貸付対象事業及び貸付金に係る関係書類について検査を行うものとする。

(損害保険付保義務等)

第十四条 借主は、貸付対象施設(土地を除く。)の取得又は設置が完了したときは、貸付金の償還が完了するまでの間、これを県の債権の担保に供するとともに、当該貸付金の額に相当する額以上の損害保険に付し、かつ、当該損害保険に係る保険金の請求権について、県の質権を設定しなければならない。

(貸付条件の変更)

第十五条 知事は、借主(第三条第三項の規定による貸付金については、事業団が貸し付けた相手方を含む。)が、災害、経済事情の著しい変動

その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、貸付条件を変更することができる。

(一時償還)

第十六条 知事は、借主が次の各号の一に該当する場合には、第五条第一項の規定にかかわらず、当該借主に対し、既に交付した貸付金の全部又は一部につき、償還期日前の一時償還を請求することができる。この場合において、借主の所在が明らかでないときは、催告手続を要せずして当然に期限の利益を失うものとする。

一 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 貸付金の償還又は利息の支払を怠つたとき。

四 破産その他の理由により債権の確保が著しく困難になるおそれがあると認められるとき。

五 この規則に基づく知事の指示に従わないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくてこの規則又は契約に定める貸付条件に違反したとき。

2 借主は、償還期日前において、その申出により当該貸付金の全部又は一部を償還することができる。

(違約金)

第十七条 知事は、借主が前条第一項第三号又は第四号に該当することを理由として、同項の規定による請求を受けた金額をその支払期限までに支払わなかった場合には、延滞金額につき年十・七五パーセント（借主が地方公共団体又は事業団である場合にあっては、年八・七五パーセント。次項において同じ。）の割合をもつて償還期日又は支払期限の翌日

から償還又は支払の日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。

2 知事は、借主が前条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に該当することを理由として、同項の規定による請求をした場合には、当該請求に係る貸付金の額に年十・七五パーセントの割合をもつて貸付金の交付の日から支払の日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。

(承認)

第十八条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

一 合併、法人化等により組織を変更しようとするとき。

二 組合員又は連帯保証人を変更しようとするとき。

三 貸付対象事業の実施に係る既定計画を変更しようとするとき。

四 貸付対象事業が予定期間内に完了しないと見込まれるとき。

五 貸付対象施設の造成又は設置の場所を変更しようとするとき。

六 貸付対象施設を県以外の者に対する債務の担保に供しようとするとき。

七 貸付対象施設を改造し、又は廃棄しようとするとき。

八 貸付対象施設の使用目的を変更し、又は使用を中止しようとするとき。

九 貸付対象施設を貸し付け、交換し、譲渡し、又は運営を委託しようとするとき。

十 前各号に準ずる処分をしようとするとき。

(届出)

第十九条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号の一に該当する場合には、速やかに、書面をもつてその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

一 貸付けの申請の内容を変更したとき。

二 借主又は連帯保証人が住所、氏名、名称若しくは代表者を変更し、又は解散し、若しくは廃業したとき。

三 借主又は連帯保証人が禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 貸付対象施設が滅失し、又はき損したとき。

五 借主又は連帯保証人が貸付金以外の債務について強制執行を受けるおそれのあるとき、又は受けたとき。

六 貸付対象事業の運営について必要な決議をし、又は必要な規程を作成したとき。

七 その他知事が必要と認める事項が生じたとき。

2 連帯保証人は、借主が死亡し、又は所在不明となつたことを知つたときは、速やかにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(報告等)

第二十条 借主は、貸付対象事業を完了した日の属する事業年度から最終の償還期日の属する事業年度までの間、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに知事に提出しなければならない。

一 貸付対象施設の利用状況に関する報告書 四月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から九月三十日までの期間に係るものにあつ

ては十月十日、十日一日から十二月三十一日までの期間及び翌年一月

一日から三月三十一日までの期間に係るものにあつては翌年四月十日

二 財務諸表 各事業年度終了後七十日を経過した日

2 知事は、貸付対象事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、借主に對し、貸付対象施設の管理状況、貸付金の経理状況その他必要な事項について報告を求め、貸付対象事業の実施状況及び関係帳簿書類等を検査し、又は必要な指示をすることができる。

(関係書類の整備等)

第二十一条 借主は、貸付金の償還が完了するまでの間、貸付対象事業の事業費の見積り、契約、事業費の支払等貸付対象事業に係る関係書類を整備し、保管しておかなければならない。

(雑則)

第二十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

別表 (第三条関係)

業事用利同共設施 二		業事化団集 一			名 称	内 容
(三) 貨物自動車運送事業	(二) 商業店舗共同利用事業	(一) 工場等集団化事業	(四) 倉庫等集団化事業	(三) 貨物自動車ターミナル等集団化事業		
政令第三条第一項第四号に規定する事業の	政令第三条第一項第三号に規定する事業のうち、当該事業を行う特定中小事業者等の大部分が同号のロに該当する事業	政令第三条第一項第三号に規定する事業のうち、当該事業を行う特定中小事業者等の大部分が同号のイに該当する事業	政令第三条第一項第一号に規定する事業のうち、倉庫等集団化計画に係る事業	政令第三条第一項第一号に規定する事業のうち、貨物自動車ターミナル等集団化計画に係る事業	政令第三条第一項第一号に規定する事業のうち、店舗等集団化計画に係る事業	政令第三条第一項第一号に規定する事業のうち、中小企業事業団法施行令(昭和五十五年政令第二百四十一号。以下「政令」という。)第三条第一項第一号に規定する事業のうち、工場等集団化計画に係る事業

業事施設同共般一 五		四	業事化代近街店商 三		事業所共同利用事業
(三) 備りスー	(二) 公害防止設備リース事業	(一) 小売商業店舗共同化事業	(二) 卸売業商店街近代化事業	(一) 小売商業商店街近代化事業	
政令第三条第一項第十号から第十四号までに規定する事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の処理設備又は防止設備を取得し、当該設備を組合員又は所属員に買取予	政令第三条第一項第十号から第十四号までに規定する事業のうち、第一号から前号まで、この号の(一)及び(二)並びに次号から第八号までに掲げるもの以外の事業	政令第三条第一項第九号に規定する事業	政令第三条第一項第七号に規定する事業	政令第三条第一項第五号に規定する事業	政令第三条第一項第四号に規定する事業のうち、当該事業を行う特定中小事業者等の大部分が同号のロに該当する事業

		業 事	
七 工場共同化事業	六 公害防止施設共同利用 事業	ロ 省資源・省エネルギー設備リース事業	約付で賃貸する事業
		ハ 安全衛生設備リース事業	政令第三条第一項第十号から第十四号までに規定する事業のうち、産業安全衛生に寄与する設備を取得し、当該設備を組合員又は所属員に買取予約付で賃貸する事業
七 工場共同化事業	六 公害防止施設共同利用 事業	ニ 事業転換設備リース事業	政令第三条第一項第十号から第十四号までに規定する事業のうち、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法（昭和六十一年法律第四号。以下「転換法」という。）第五条第一項の承認を受けた事業転換円滑化計画の成果を利用して転換法第三条第一項の承認を受けた事業転換計画に従つて事業の転換を行う組合員又は所属員の事業転換後の事業の用に供するために必要な設備を取得し、当該設備を組合員又は所属員に買取予約付で賃貸する事業
		政令第三条第一項第十四号の二に規定する事業	政令第三条第一項第十四号の二に規定する事業
		業 事 設 施 同 共 定 特	
十 知識集約化共同事業	九 共同公害防止等事業	八 設備共同廃棄事業	政令第三条第一項第十号又は第十一号に規定する事業のうち、組合員又は所属員の事業の用に供している設備を取得し、かつ、廃棄する事業
		九 (一) 共同公害防止等事業	第一号、第二号又は第五号の(二)に掲げる事業（第二号の(二)に掲げる事業のうち、当該事業を行う特定中小企業者等の大部分が小売商業を行う者である事業及び第二号の(四)に掲げる事業を除く。）のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の処理施設若しくは防止施設又は省資源・省エネルギー化を図るための施設の設置に係る事業
十 知識集約化共同事業	九 共同公害防止等事業	九 (二) 共同防災施設事業	第一号、第二号の(一)から(三)まで、第三号、第四号又は第五号の(一)若しくは(二)に掲げる事業のうち、災害を防止するための施設の設置に係る事業
		九 (三) 地域環境保全施設等設置事業	第一号に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の設置に係る事業
十 知識集約化共同事業		第一号又は第五号の(二)に掲げる事業のうち、製品開発、デザイン開発、技術開発その他これらに準ずる経営改善に資する事業	

十一 構造改善等高度化事業 (一般)

(一) 第一号又は第五号の(二)若しくは(三)に掲げる事業のうち、中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号。以下「近促法」という。)第四条第一項若しくは第二項の承認を受けた構造改善計画若しくは近促法第五条第一項の承認を受けた新分野進出計画に基づき実施する事業、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号。以下「下請振興法」という。)第五条第一項の承認(下請振興法第七条第一項の承認を含む。以下同じ。)を受けた下請中小企業振興事業計画に基づき実施する事業、中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第五十五号。以下「技術開発法」という。)第四条第一項の認定を受けた技術開発計画に基づき実施する事業、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号。以下「伝産法」という。)第三条第一項の認定を受けた振興計画に基づき実施する事業又は流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)第七条第一項に規定する流通業務団地における同法第二条第一項に規定する流通業務施設及びその附帯施設を設置する事業のうちその促進を図ることが特に必要と認められ

十二 構造改善等高度化事業 (特定)

る事業

(一) 第一号に掲げる事業のうち、一定規模以上の事業費が必要と認められる集団化計画に基づき実施する事業

(二) 政令第三条第一項第十五号、第十八号及び第十九号に規定する事業

(一) 第七号又は第九号の(一)に掲げる事業のうち、近促法第四条第一項若しくは第二項の承認を受けた構造改善計画若しくは近促法第五条第一項の承認を受けた新分野進出計画に基づき実施する事業、下請振興法第五条第一項の承認を受けた下請中小企業振興事業計画に基づき実施する事業、技術開発法第四条第一項の認定を受けた技術開発計画に基づき実施する事業又は伝産法第三条第一項の認定を受けた振興計画に基づき実施する事業

(二) 第一号から第七号まで、第九号、第十号又は前号の(一)に掲げる事業のうち、転換法第三条第一項の承認を受けた事業転換計画若しくは転換法第五条第一項の承認を受けた事業転換円滑化計画に基づき実施する事業又は特定地域中小企業対策臨時措置法(昭和六十一年法律第九十七号。以下「特定

<p>十三 災害復旧高度化事業</p>	
<p>第十三号に掲げる事業のうち、災害（地盤沈下により生ずる被害を含む。）を受けた事業用施設の復旧を図る事業</p>	<p>地域法」という。）第三条第一項の承認を受けた適応措置に関する計画に基づき実施する事業</p> <p>(三) 第一号から第七号まで、第九号、第十号又は前号の(二)に掲げる事業のうち、地域改善対策対象地域中小企業者であると認められるものが実施する事業</p> <p>(四) 第三号の(一)又は第五号の(二)に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号。以下「小売振興法」という。）第四条第一項の認定を受けた商店街整備計画に基づく街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等一般公衆の利便を図るための公共的共同施設の設置に係る事業</p> <p>(五) 第四号に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第二項の認定を受けた店舗共同化計画に基づき実施する事業（当該事業に参加する者の大部分が小規模事業者であるものに限る。）</p>
<p>十五 特別広域高度化事業 (特定)</p>	<p>十四 特別広域高度化事業 (一般)</p> <p>第一号、第五号、第八号又は第十号から前号までに掲げる事業（事業団の都道府県に対する貸付条件に係る利率が有利子であるものに限る。）のうち、政令第三条第三項第一号に該当する事業であつて、広域性の高い事業又は近促法第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは下請振興法第五条第一項の承認を受けた計画に基づいて実施する事業その他その促進を図ることが特に必要と認められる事業</p> <p>第一号、第五号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる事業（事業団の都道府県に対する貸付条件に係る利率が無利子であるものに限る。）のうち、政令第三条第三項第一号に該当する事業であつて、広域性の高い事業又は近促法第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは下請振興法第五条第一項の承認を受けた計画に基づいて実施する事業その他その促進を図ることが特に必要と認められる事業</p>

様式第1号 (第6条関係)

中小企業高度化資金等貸付申請書

職 氏 名 殿

別紙計画書のとおり

事業を実施するため、当該事業に

必要な資金 (資金) の貸付けを受けたいので、鳥取県中

小企業高度化資金等貸付規則第6条の規定により、関係書類を添えて申請
します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及
び代表者の氏名)

電話番号

様式第2号 (第6条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

資金の貸付けを受けたうえは、当該貸付

対象事業について必要な報告をし、検査を受け、又は知事の指示に従うこ
とを誓約します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及
び代表者の氏名)

電話番号

様式第3号 (第6条関係)

連 帯 保 証 確 認 書

この度、
借主がその返済に支障をきたすときは、連帯保証人が連帯して返済することを確認します。

年 月 日

資金の貸付けを受けるに当たり、

連帯保証人 郵便番号 -

住 氏 所 名 -

連帯保証人 郵便番号 -

住 氏 所 名 -

連帯保証人 郵便番号 -

住 氏 所 名 -

連帯保証人 郵便番号 -

住 氏 所 名 -

連帯保証人 郵便番号 -

住 氏 所 名 -

様式第4号 (第9条関係)

中小企業高度化資金等交付請求書

金 円 第 号をもって貸付決定通知を受けました
年 月 日付 第 号をもって貸付決定通知を受けました
年度 資金の貸付けについて、鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて貸付金の交付を請求します。

年 月 日

郵便番号 -

請求者 住 氏 所 名 -

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

職 氏 名 股
支出額調査

施設等の名称	契		約		支出額	残高	残高の支払計画	
	年月日	員数	金額	金額			支払年月日	

添付書類 1 契約書又は注文請書及び支出済額を証する書類の写し
2 貸付決定通知書の写し

様式第5号（第13条関係）

貸付対象事業完了届

職 氏 名 殿
 年 月 日 第 号をもって貸付決定通知を受けた
 貸付金に係る事業が完了しましたので、鳥取県中小企業高度化資金等貸付
 規則第13条の規定により、別紙精算書及び関係書類を添えて届け出ます。
 年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□
 届出者 住 所 氏 名
 ④ (法人その他の団体にあつては、名称及)
 (び代表者の氏名)
 電話番号

別紙

1 収入

精 算 書

区 分	予 算 額	精 算 額	摘 要
県 貸 付 金			
借 入 の 他			
自 己 資 金			
計			

2 支出

施設等の名称	貸付対象施設等員数	精算額	事業完了年月日	支払完了年月日	摘 要

添付書類 契約書又は注文請書及び支出済額を証する書類の写し